【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外債2-2

⟨長出日⟩ 令和2年10月20日

【発行者の名称】 欧州投資銀行

(European Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 資本市場部

ヘッド・オブ・サステナビリティ・ファンディング

Aldo Romani

資本市場部

サステナビリティ・ファンディング・オフィサー

Dominika Rosolowska

【代理人の氏名又は名称】 弁護士黒丸博善

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー23階

TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03)6438-5511

> 弁護士 海 江 田 光 弁護士 海 沼 智 也

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所

【電話番号】 (03)6438-5511

【今回の売出金額】

欧州投資銀行2023年10月満期ブラジルレアル建債券(円貨決済型)(環境貢献債)

21,650,000ブラジルレアル(邦貨換算額 407,453,000円)

(注) 日本円金額は、便宜上、ブラジルレアル金額から 1 ブラジルレアル = 18.82円の為替レート (2020年10月19日のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表された円 / ブラジルレアルの換算レートの仲値の逆数により算出)で換算されている。

欧州投資銀行2023年10月満期インドルピー建債券(円貨決済型)(環境貢献債)

342,000,000インドルピー (邦貨換算額 543,780,000円)

(注)日本円金額は、便宜上、インドルピー金額から1インドルピー=1.59円の為替レート(2020年10月19日の株式会社三菱UFJ銀行により発表された対顧客電信直物売相場)で換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日 平成30年12月18日				
効力発生日	平成30年12月26日			
有効期限	令和 2 年12月25日			
発行登録番号	30 - 外債 2			
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1,000,000,000,000円			

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番	号	提出年月日	売 出 金 額	減額による 訂正年月日	減額金額
30 - 外債	[2 - 1	令和2年3月11日	2,402,031,800円	該当なし	
実績合計額		2,402,031,800円	減額総額	0円	

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 997,597,968,200円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)本書中の「発行者」または「EIB」とは、欧州投資銀行(European Investment Bank)を指す。「ブラジルレアル」とは、ブラジル連邦共和国の法定通貨を指す。「インドルピー」とは、インドの法定通貨を指す。「円」とは日本円を指す。

第一部 【証券情報】

欧州投資銀行2023年10月満期ブラジルレアル建債券(円貨決済型)(環境貢献債) および

欧州投資銀行2023年10月満期インドルピー建債券(円貨決済型)(環境貢献債) に関する情報

第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2 【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

ブラジルレアル建債券

券 面 総 額	21,650,000ブラジルレアル
売出価格の総額	21,650,000ブラジルレアル
利率	年3.250%

インドルピー建債券

券 面 総 額	342,000,000インドルピー
売出価格の総額	342,000,000インドルピー
利率	年3.760%

2【利息支払の方法】

ブラジルレアル建債券

各本債券の利息は、「1.売出要項-利率」に記載の利率とし、2020年10月27日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)からこれを付し、かかる利息は、2021年4月27日以降2023年10月27日まで毎年4月27日および10月27日(以下各々を「利払日」という。)に後払するものとする。各利払日における利息は、前利払日(または利息起算日)(同日を含む。)から当該利払日まで(同日を含まない。)の期間(以下「利息期間」という。)に関し、額面10,000プラジルレアルの各本債券につき162.50プラジルレアルとする。ただし、それぞれの利息額の支払は、該当する為替参照レート決定日(以下に定義される。)に以下の算式に従って計算代理人(以下に定義される。)により決定される円貨額(ただし、1円未満は切り捨てるものとする。)で円貨によってなされる。

162.50ブラジルレアル×適用ある為替参照レート(以下に定義される。)

用語の定義

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ、ロンドン支店または その承継人をいう。

インドルピー建債券

各本債券の利息は、「1.売出要項-利率」に記載の利率とし、2020年10月27日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)からこれを付し、かかる利息は、2021年4月27日以降2023年10月27日まで毎年4月27日および10月27日(以下各々を「利払日」という。)に後払するものとする。各利払日における利息は、前利払日(または利息起算日)(同日を含む。)から当該利払日まで(同日を含まない。)の期間(以下「利息期間」という。)に関し、額面100,000インドルピーの各本債券につき1,880.00インドルピーとする。ただし、それぞれの利息額の支払は、該当する為替参照レート決定日(以下に定義される。)に以下の算式に従って計算代理人(以下に定義される。)により決定される円貨額(ただし、1円未満は切り捨てるものとする。)で円貨によってなされる。

1,880.00インドルピー×適用ある為替参照レート(以下に定義される。)

用語の定義

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ、ロンドン支店または その承継人をいう。

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法律意見】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第5 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と 題する書面に記載される。

「本書および本債券に関する2020年10月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和2年10月20日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 (自 平成31年1月1日 至 令和元年12月31日) 令和2年7月1日関東財務局長に提出

2【半期報告書】 該当事項なし

3【臨時報告書】 該当事項なし

4【外国者報告書及びその補足書類】 該当事項なし

5 【外国者半期報告書及びその補足書類】 該当事項なし

6【外国者臨時報告書】 該当事項なし

7【訂正報告書】 該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし